

号) 第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

- ⑤ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号。以下「破防法」といいます。）第 5 条第 1 項に規定する処分または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号。以下「団体規制法」といいます。）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている者

- ⑥ 公告日から入札日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品等の指名停止等に関する基準に基づく指名停止の措置期間中の者

- ⑦ 草津市税を滞納している者

- ⑧ 買い受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者

- ⑨ 草津市から直接にまたは第三者を経由して不動産を買受けたまたは借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者

- ⑩ ⑨に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者および違反時にあった者

- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は入札に参加できません。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、同様とします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた時から 2 年を経過しない者

- ② 本入札要領の内容を承諾せず、順守できない者

6 入札要領の閲覧・配布

- (1) 閲覧・配布期間 令和 7 年 2 月 3 日（月）から令和 7 年 2 月 17 日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 閲覧・配布時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- (3) 閲覧・配布場所 草津市役所 本庁舎 3 階 総務部総務課財産管理係もし

くは草津市ホームページ

7 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書を提出して所定の手続きをしなければならない。なお、一度提出された申込書類は、いかなる理由にかかわらず、一切返却しないものとする。また、共有名義とされる場合は、共有者の連名で申込みをしなければならない。なお、郵便等、電話、ファックス、電子メールによる申込みは認めない。

- (1) 受付期間 令和 7 年 2 月 3 日（月）から令和 7 年 2 月 17 日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

- (2) 受付時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

- (3) 受付場所 草津市草津三丁目 13 番 30 号
草津市役所 本庁舎 3 階 総務部
総務課財産管理係
TEL 077-561-2305

8 提出書類

- (1) 入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書

（個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと。）

- (2) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

- (3) 住民票（記載事項証明書）〔個人のみ〕

- (4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〔法人のみ〕

- (5) 成年後見制度における登記されていないことの証明書および破産に関する証明書〔個人のみ〕
※本籍地の市町村で交付される、いわゆる「身分証明」も可とします。

- (6) 草津市税の納税証明書（市税に未納がないことを証明する書類）

- (7) 誓約書

- (8) 委任状および受任者本人と確認できるもの（運転免許証など顔写真付きの本人確認書類）〔代理人により入札および契約をしようとする場合のみ。〕

※(2)(3)(4)(5)(6)については、発行後 3 か月以内のものに限る。

※共有名義で申し込む場合、提出書類(2)(3)(4)(5)(6)

- (7)は共有者全員のものが必要

9 入札日および開札の日時、場所

- (1) 入札日 令和7年2月28日
(金)
- (2) 入札開始時刻 午後2時00分
- (3) 開札開始時刻 入札終了後直ちに開札
を行うものとする。
- (4) 入札および開札場所 草津市役所 本庁舎6
階 601会議室

10 入札保証金に関する事項

入札者は、入札までに入札金額の100分の5に相当する額以上の額を入札保証金として草津市に納付するものとする。入札保証金は、利子をつけず、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後に還付する。なお、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金は草津市に帰属するものとする。（落札者が「5」に該当する者であることが判明し、その入札が無効になったときを含む。）

11 入札の方法

- (1) 入札は、所定の入札書により行う。
- (2) 入札者が代理人（復代理人を含む。）により入札するときは、代理人は入札前に委任状を提出しなければならない。
- (3) 郵便等による入札は、認めない。
- (4) 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することができない。
- (5) 入札者は、入札前に入札保証金の払い込みが確認できるもの（納入通知書兼領収書）を係員に掲示して、係員の確認を得るものとする。

12 入札書の記入方法

- (1) 入札書には、入札金額（物件の価格の総額）、入札者（代理人（復代理人を含む。以下、同じ。）により入札する場合にあっては、入札者および代理人）の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）その他所定の事項を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印（個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと）を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。
- (2) 入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に¥の記号を付さなければならない。

13 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

る。落札決定後または契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- (2) 入札書記載の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名および押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札保証金を納付せず、またはその金額に不足があるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者およびその代理人が他の入札代理人となったとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 草津市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
- (12) 郵便等、ファックス、電子メールにより入札したとき。
- (13) 事前に公表した最低売却価格を下回る価格で入札したとき。
- (14) 談合その他不正の行為があったと認められるとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

14 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで決定するものとする。この場合において入札者は、くじ引きを辞退することができないものとする。
- (3) 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあってはその名称）および落札価格を入札者に知らせるものとする。

15 入札の中止等

- (1) 入札者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。
- (2) 災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合においても、入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。

1 6 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約の締結までに、契約保証金として契約代金の 100 分の 10 以上の金額を草津市に納付するものとする。この場合において、入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (2) 契約保証金は、「18」の規定により契約を解除されたときは、違約金として没収する。

1 7 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から 10 日以内に土地売買契約書を草津市総務部総務課に提出（提出する契約書 2 部のうち 1 部について落札者の負担により印紙を添付のこと。）して草津市北山田町財産区と契約を締結しなければならない。
- (2) 契約は、草津市北山田町財産区が落札者とともに契約書に記名捺印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結の日から 30 日以内に契約代金の全額を納付書により納付しなければならない。この場合において、契約保証金は、契約代金の一部に充当することができる。
- (4) 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。
- (5) 落札者は、入札物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することはできない。
- (6) 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

1 8 契約の解除

契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。
- (3) 上記(1)または上記(2)に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。

1 9 所有権の移転

- (1) 所有権移転の時期は、契約代金が完納された日とする。
- (2) 売買物件は、所有権が移転したときに、現状有姿のまま引き渡すものとする。

2 0 土地の譲渡等の禁止

契約者（落札者）は、所有権移転登記が完了するまでの間は、次に掲げる行為はできないものとする。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 1 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、売買代金完納後、草津市が行うものとする。なお、登記手続きに必要な費用は、契約者（落札者）の負担とする。

2 2 公課公租等

代金完納後の公課公租等は、契約者（落札者）の負担とする。

2 3 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用等の禁止について次の特約を付するものとする。

① 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反するように使用してはならない。

② 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

③ 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記(1)①、②の使用禁止を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して、上記(1)①、②の定めに反する使用をさせてはならない。

④ 上記(1)③の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に上記(1)①、②、③の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。

⑤ 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記(1)①、②の定めに反する使用をさせてはならない。

⑥ 上記(1)⑤の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に、上記(1)①、②、⑤の内容を遵守させなければならない。

- (2) 上記(1)について、草津市が必要であると認めると

きは、実地調査等を行うものとし、契約者（落札者）およびその後の譲受人等には協力の義務がある。

(3) 上記(1)に違反したときは売買代金の3割、上記(2)に違反したときは売買代金の1割を違約金（違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）として草津市に支払うものとする。

(4) 上記(1)に違反したときは、上記(3)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、契約締結日から10年間とし、買戻しの特約登記をする。

2.4 留意事項

入札の参加にあたり、次の事項に留意すること。

- (1) 水道、電気および公共下水道等の引込み費用や接続費用などは、契約者（落札者）の負担とする。
- (2) 物件調書・位置図は参考資料として利用すること。また、土地の利用制限等については、あらかじめ入札参加者自身で関係機関に確認すること。
- (3) 位置図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性がある。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。現地説明会は実施しないので、現地の状況は、必ず入札参加者自身で確認すること。

2.5 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係
TEL: 077-561-2305 FAX: 077-561-2483
Email: somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和7年2月3日揭示済み）

公 告

一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和7年2月3日

草津市長 橋 川 渉

1 入札物件

一般競争入札に付する市有財産は、次のとおりとする。

売却物件

所在地 草津市集町字下スコ556番3

地 目 雑種地

地 積 87.72㎡

2 最低制限価格 1,018,000円

3 入札方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）、草津市普通財産一般競争入札実施要領、令和6年度草津市市有財産売却一般競争入札要領および関係諸法令に準じて執行する。

4 申込資格

- (1) 入札の参加者となることができるのは個人または法人で、申込人が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となる。
- (2) 2名以上の共有名義で参加できるものとする。

5 申込みのできない者

- (1) 次の事項に該当する場合は入札に参加できない。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者
 - ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する草津市の職員
 - ③ 18歳未満（参加申込日現在）の者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者
 - ⑤ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する処分または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている者
 - ⑥ 公告日から入札日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品等の指名停止等に関する基準に基づく指名停止の措置期間中の者

- ⑦ 草津市税を滞納している者
- ⑧ 買い受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- ⑨ 草津市から直接にまたは第三者を経由して不動産を買受けたまたは借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者
- ⑩ ⑨に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位に現にある者および違反時にあった者
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は入札に参加できません。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、同様とします。
- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた時から2年を経過しない者
- ② 本入札要領の内容を承諾せず、順守できない者
- 6 入札要領の閲覧・配布
- (1) 閲覧・配布期間 令和7年2月3日(月)から令和7年2月17日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (2) 閲覧・配布時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 閲覧・配布場所 草津市役所 本庁舎3階 総務部総務課財産管理係もしくは草津市ホームページ
- 7 入札参加申込書の提出
- 入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書を提出して所定の手続きをしなければならない。なお、一度提出された申込書類は、いかなる理由にかかわらず、一切返却しないものとする。また、共有名義とされる場合は、共有者の連名で申込みをしなければならない。なお、郵便等、電話、ファックス、電子メールによる申込みは認めない。
- (1) 受付期間 令和7年2月3日(月)から令和7年2月17日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分

- まで
- (3) 受付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 本庁舎3階 総務部総務課財産管理係
TEL 077-561-2305
- 8 提出書類
- (1) 入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書
(個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと。)
- (2) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- (3) 住民票(記載事項証明書)[個人のみ]
- (4) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)[法人のみ]
- (5) 成年後見制度における登記されていないことの証明書および破産に関する証明書[個人のみ]
※本籍地の市町村で交付される、いわゆる「身分証明」も可とします。
- (6) 草津市税の納税証明書(市税に未納がないことを証明する書類)
- (7) 誓約書
- (8) 委任状および受任者本人と確認できるもの(運転免許証など顔写真付きの本人確認書類)[代理人により入札および契約をしようとする場合のみ。]
※(2)(3)(4)(5)(6)については、発行後3か月以内のものに限る。
※共有名義で申し込む場合、提出書類(2)(3)(4)(5)(6)(7)は共有者全員のものが必要
- 9 入札日および開札の日時、場所
- (1) 入札日 令和7年2月28日(金)
- (2) 入札開始時刻 午後4時00分
- (3) 開札開始時刻 入札終了後直ちに開札を行うものとする。
- (4) 入札および開札場所 草津市役所 本庁舎6階 601会議室
- 10 入札保証金に関する事項
- 入札者は、入札までに入札金額の100分の5に相当する額以上の額を入札保証金として草津市に納付するものとする。入札保証金は、利子をつけず、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後に還付する。なお、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金は草津市に帰属するものとする。(落札者が「5」に該当する者で

あることが判明し、その入札が無効になったときを含む。)

1 1 入札の方法

- (1) 入札は、所定の入札書により行う。
- (2) 入札者が代理人（復代理人を含む。）により入札するときは、代理人は入札前に委任状を提出しなければならない。
- (3) 郵便等による入札は、認めない。
- (4) 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することができない。
- (5) 入札者は、入札前に入札保証金の払い込みが確認できるもの（納入通知書兼領収書）を係員に提示して、係員の確認を得るものとする。

1 2 入札書の記入方法

- (1) 入札書には、入札金額（物件の価格の総額）、入札者（代理人（復代理人を含む。以下、同じ。）により入札する場合にあっては、入札者および代理人）の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）その他所定の事項を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印（個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと）を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。
- (2) 入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に¥の記号を付さなければならない。

1 3 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後または契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- (2) 入札書記載の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名および押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札保証金を納付せず、またはその金額に不足があるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者およびその代理人が他の入札代理人となったとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 草津市から交付された入札書以外の入札書によ

り入札したとき。

- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
- (12) 郵便等、ファックス、電子メールにより入札したとき。
- (13) 事前に公表した最低売却価格を下回る価格で入札したとき。
- (14) 談合その他不正の行為があったと認められるとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

1 4 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで決定するものとする。この場合において入札者は、くじ引きを辞退することができないものとする。
- (3) 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあってはその名称）および落札価格を入札者に知らせるものとする。

1 5 入札の中止等

- (1) 入札者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。
- (2) 災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合においても、入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。

1 6 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約の締結までに、契約保証金として契約代金の100分の10以上の金額を草津市に納付するものとする。この場合において、入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (2) 契約保証金は、「18」の規定により契約を解除されたときは、違約金として没収する。

1 7 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から10日以内に土地売買契約書を草津市総務部総務課に提出（提出する契約書2部のうち1部について落札者の負担により印紙を添付のこと。）して草津市と契約を締結しなければならない。
- (2) 契約は、草津市が落札者とともに契約書に記名捺印したときに確定するものとする。

(3) 落札者は、契約締結の日から 30 日以内に契約代金の全額を納付書により納付しなければならない。この場合において、契約保証金は、契約代金の一部に充当することができる。

(4) 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

(5) 落札者は、入札物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することはできない。

(6) 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

18 契約の解除

契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。

(3) 上記(1)または上記(2)に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。

19 所有権の移転

(1) 所有権移転の時期は、契約代金が完納された日とする。

(2) 売買物件は、所有権が移転したときに、現状有姿のまま引き渡すものとする。

20 土地の譲渡等の禁止

契約者（落札者）は、所有権移転登記が完了するまでの間は、次に掲げる行為はできないものとする。

(1) 土地を第三者に譲渡すること。

(2) 土地に地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定すること。

(3) 土地に物件を設置すること。

(4) 土地の形質を変更すること。

21 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、売買代金完納後、草津市が行うものとする。なお、登記手続きに必要な費用は、契約者（落札者）の負担とする。

22 公課公租等

代金完納後の公課公租等は、契約者（落札者）の負担とする。

23 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止について次の特

約を付するものとする。

① 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反するように使用してはならない。

② 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

③ 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記(1)①、②の使用禁止を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して、上記(1)①、②の定めに反する使用をさせてはならない。

④ 上記(1)③の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に上記(1)①、②、③の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。

⑤ 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記(1)①、②の定めに反する使用をさせてはならない。

⑥ 上記(1)⑤の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に、上記(1)①、②、⑤の内容を遵守させなければならない。

(2) 上記(1)について、草津市が必要であると認めるときは、実地調査等を行うものとし、契約者（落札者）およびその後の譲受人等には協力の義務がある。

(3) 上記(1)に違反したときは売買代金の 3 割、上記(2)に違反したときは売買代金の 1 割を違約金（違約金に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）として草津市に支払うものとする。

(4) 上記(1)に違反したときは、上記(3)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、契約締結日から 10 年間とし、買戻しの特約登記をする。

24 留意事項

入札の参加にあたり、次の事項に留意すること。

(1) 水道、電気および公共下水道等の引込み費用や接続費用などは、契約者（落札者）の負担とする。

(2) 物件調書・位置図は参考資料として利用すること。また、土地の利用制限等については、あらか

じめ入札参加者自身で関係機関に確認すること。

- (3) 位置図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性がある。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。現地説明会は実施しないので、現地の状況は、必ず入札参加者自身で確認すること。

25 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市総務部総務課財産管理係

TEL: 077-561-2305 FAX: 077-561-2483

Email: somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和7年2月3日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年2月6日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市若竹町8番38号 一般社団法人 DAIGOOASIS 代表 理事 権田 五雄	草津市川原町字宮田200番8 外1 筆	1,469.79㎡	R7.2.6	1815

(令和7年2月6日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年2月7日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5061-117
(2) 工事名 南草津駅東口バス待ちシェルター整備工事（第2工区）
(3) 工事場所 草津市野路一丁目
(4) 工事概要
・既存シェルターの撤去
・新設シェルターの設置
・照明器具等の設置
・歩道の仮復旧舗装

- (5) 工事期間 契約締結日から令和 7 年 9 月 26 日まで
- 2 予定価格 127,341,000 円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成 14 年 6 月 1 日制定)第 2 条および第 3 条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 草津市若竹町 8 番 31 号
Arimoto Design Works 株式会社
- なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成 13 年草津市告示第 189 号)に基づき、令和 6 年度において建築一式工事(建築一式工事)部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和 6 年度の格付にお

いて、建築一式工事(建築一式工事)部門の A ランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1 級建築施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において 3 か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和 7 年 2 月 7 日午前 9 時から令和 7 年 3 月 17 日午後 5 時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和 7 年 2 月 7 日午前 9 時から令和 7 年 2 月 21 日午後 5 時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式 1 を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和 7 年 3 月 3 日午前 9 時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和 7 年 3 月 14 日午前 9 時から令和 7 年 3 月 17 日午後 5 時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第 4 条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場

合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和7年3月18日 午前9時30分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札

金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。

(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札

決定による予約を解除することがある。

- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307 (直通)

(令和 7 年 2 月 7 日 掲 示 済 み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 2 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大江三丁目28番29-104号 竹中 希望、竹中 美花	草津市青地町字堤戸791番11	235.62㎡	R7.2.7	1816

(令和 7 年 2 月 7 日 掲 示 済 み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 2 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町6番地 ロイヤル現代 304 植田 春樹、植田 千佳	草津市穴村町字上石田475番	459.46㎡	R7.2.7	1817

(令和 7 年 2 月 7 日 掲 示 済 み)